

宮城県建設工事等総合評価支援システム運用要領

(対象となる入札)

第1 宮城県建設工事等総合評価支援システム（以下「総合評価支援システム」という。）の対象となる入札は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事の条件付一般競争入札総合評価落札方式（簡易型及び標準型）を適用する入札
- (2) 出納局契約課長が認めた総合評価落札方式を適用する入札

(総合評価支援システムの実施)

第2 工事執行者（建設工事執行規則第2条第2号に定める工事執行者をいう。以下同じ。）及び入札執行者（財務規則第2条第12号に定める入札執行者をいう。以下同じ。）は、第1の対象となる入札の場合は、原則として総合評価支援システムを用いて総合評価を行うものとする。

2 入札執行者は、総合評価支援システムを用いて総合評価を行う場合において、入札者が下記の理由により総合評価支援システムにより総合評価技術資料の提出ができないときは、紙又は電子データ（以下「紙等」という。）による提出を認めることができる。

- (1) 入札者側のシステム障害により提出の締切に間に合わない場合で、入札執行者が特に認めた場合
- (2) その他天災、地変等により明らかに総合評価支援システムによる提出が困難であると認められる場合

(システムの運用日及び運用時間等)

第3 総合評価支援システムの運用日は、全日とする。又、運用時間は、24時間とする。

2 入札者が行う各案件の総合評価支援システムによる総合評価技術資料の内容入力受付開始は、入札公告日とする。又、総合評価技術資料の提出期限は、入札書提出期限と同一とする。

(ユーザーID・パスワード)

第4 入札者が、総合評価支援システムを利用するためのID・パスワードは、入札参加資格の承認時に宮城県が交付する電子入札システムユーザーID・パスワード通知書に記載した電子入札システムID・パスワードを使用して行うものとする。ただし、パスワードを入札者が変更した場合は、その変更したパスワードとする。

2 入札者がユーザーID・パスワードを紛失等した場合は、宮城県建設工事等電子入札実施要領により再交付を受けるものとする。

(総合評価技術資料の提出)

第5 総合評価技術資料は、総合評価支援システムにおいて所定の情報の提出済み処理が完了したとき到達したものとみなす。

2 入札者が総合評価支援システムにより提出した総合評価技術資料は、修正、差換え及び再提出は認めない。

3 入札公告等により総合評価技術資料を総合評価支援システムにより提出すべきところを、入札執行者の承認を得ずに紙等により提出を行った入札は無効とする。

(紙等による提出)

第4 第2第2項の規定により、入札者が総合評価技術資料を紙等により提出する場合は、総合評価技術資料紙等提出承認願（様式第1号）を入札執行者に提出するものとする。

2 入札執行者は、入札者から総合評価技術資料紙等提出承認願が提出され、紙等による提出を認める場合は、総合評価技術資料紙等提出承認書（様式第2号）を発行するものとする。

3 前項により、入札執行者から紙等による提出を認められた入札者は、総合評価支援システムによらず、当該入札執行者が指定した方法により指定の場所に指定の日時まで紙等を提出しなければならない。

(障害時の対応)

第5 入札執行者は、総合評価支援システムの障害、停電又通信事業者に起因する通信障害等、やむを得ない事情により、入札者が総合評価支援システムによる総合評価技術資料の入力又は提出が困難と判断した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査の上、提出期限日時及び開札予定時間を変更し、若しくは延長し、又は紙等による提出へ変更するなどの必要な措置を講じるものとする。

附 則

この要領は平成23年1月1日から施行する。

様式第1号

総合評価技術資料紙等提出承認願

年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記工事について、下記理由により総合評価支援システムを利用しての総合評価技術資料の提出ができないので、紙等による提出を承認願います。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 開札日
- 4 総合評価支援システムによる提出ができない理由（具体的に記入すること。）

様式第2号

総合評価技術資料紙等提出（非）承認書

番 号

年 月 日

（商号又は名称）代表者 殿

宮城県知事（又は地方公所長） 印

平成 年 月 日付で承認願のありました下記工事に係る総合評価技術資料の紙等提出については、承認します（承認しません）。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 入札予定期日
- 4 紙等提出を承認しない理由（承認しない場合に限る。）